

## 秋田県告示第406号

秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年秋田県条例第61号）第9条第1項の規定により、水源森林地域を次のとおり指定し、令和2年10月1日から施行する。

令和2年9月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

市町村	名称	土地の区域	水源森林地域指定図
北秋田市	北秋田市（阿仁地区） 水源森林地域	北秋田市（阿仁地区）97林班	北秋田市（阿仁地区）水源森林地域指定図に示すとおりとする。
五城目町	五城目町水源森林地域	五城目町51林班	五城目町水源森林地域指定図に示すとおりとする。
横手市	横手市（大森地区） 水源森林地域	横手市（大森地区）48林班、69林班 から70林班まで	横手市（大森地区）水源森林地域指定図に示すとおりとする。
横手市	横手市（山内地区） 水源森林地域	横手市（山内地区）79林班	横手市（山内地区）水源森林地域指定図に示すとおりとする。
羽後町	羽後町水源森林地域	羽後町203林班	羽後町水源森林地域指定図に示すとおりとする。

（各水源森林地域の「指定図」は省略し、その図面及び関係書類を、秋田県農林水産部森林整備課、関係地域振興局農林部森づくり推進課、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）